

調査票の使い方

1. 調査票の種類

【木造・プレハブ】	地震			水害	風害
	第1次		第2次		
	① A	② B	③	④	⑤
枚数 (すべてA4)	1枚	1枚	3枚 1基本データ、判定結果等、 2平面図等、3損傷面積率	2枚 1基本データ、判定結果等 2損傷面積率	2枚 1基本データ、判定結果等 2損傷面積率
配置図	○	○	—	○	○
平面図等	—	—	○	—	—
掲載ページ (様式)	P1	P2	P5	P8	P10

【非木造】	地震		水害	風害
	第1次	第2次		
	⑥	⑦	⑧	⑨
枚数 (すべてA4)	1枚	2枚 1基本データ、損傷面積率、判定結 果等、2平面図等	1枚	1枚
配置図	○	—	○	○
平面図等	—	○	—	—
掲載ページ (様式)	P12	P13	P15	P16

- 地震：木造・プレハブ（第1次）の調査票については、2種類の調査票（調査票A及び調査票B）から地方公共団体の判断で選択できることとします。

2. 調査票の記入方法について

【木造・プレハブ】

■地震

①第1次調査票A

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
- 「2. 配置状況」は、判定した住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。
- 判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。
- 「3. 応急危険度判定」の判定結果を確認し、危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。応急危険度判定のコメントについては、転記に代えて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 「4. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「6. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。
- 「7. 基礎」について、損傷がない場合は無記入としてください。
- 「8」「9」は、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他の何れかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- 「9」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の枠に、「7基礎」と「8壁」と「9屋根」それぞれで○をつけた値の合計を記入してください。「7基礎」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。「7基礎」と「8壁」と「9屋根」の合計値が損害割合（計あ）となります。
- 「5傾斜」の平均値が2cm以上の場合、傾斜有の欄にも記入してください。「9屋根」に15%を加えた値が損害割合（計い）となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

②第1次調査票B

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
- 「2. 配置状況」は、判定した住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。
- 判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。
- 「3. 応急危険度判定」の判定結果を確認し、危険、要注意、調査済、不明のいずれかに○をつけてください。応急危険度判定のコメントについては、転記に代えて、ステッカーの写真を撮影しても良いでしょう。
- 「4. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「6. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうか目視により判断できない場合にのみ計測を行つてください。
- 「7」～「9」について、損傷がない場合は無記入としてください。
損害割合は、損傷程度と損傷面積率によって決まります（損傷している範囲が広く、損傷面積率が大きくても、損傷程度によっては、大きな損害割合とならない場合もあります。）。『イメージ図』の損傷程度と損傷面積率との関係に留意して、最も近い損害割合を選んでください。
- 「9」で調査終了です。「損害割合算出表」に従つて計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- □A、□Bに該当するかどうかを確認し、Aに該当かつBに該当の場合は、傾斜有の計算へ、それ以外の場合は、傾斜無の計算へ進みます。
- 「7基礎」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。○をつけた値を該当する枠に記入してください。
- 傾斜無の場合は、「7基礎」と「8壁」と「9屋根」の合計値が損害割合となります。
- 傾斜有の場合は、「9屋根」に15%を加えた値が損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

③第2次調査票

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
 - 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
 - 「2. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて進んでください。
 - 「3. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
 - 目視により、「5. 柱（又は耐力壁）」の損傷率が75%以上かどうか判断できない場合は、2頁「6」以降に進んでください。
 - 「7. 面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。（各部位の階別部位別損害割合は、外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については、各階の床面積率、屋根については、各階の屋根面積率により、案分して算定されます。）
 - 「8」～「14」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他の何れかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- ※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。
- 「15. 設備」の「計（7）」は、主要階にある設備の損害割合の合計値を記入してください。「計（8）」は、その他階にある設備の損害割合の合計値を記入してください。
 - 「15」で調査終了です。「損害割合算出表」に従つて計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- b列から順に記入していきます。各部位の名称の左にある数字は、3頁の黒地に白文字の番号と対応しています。3頁の（5）列の値を「b 主要階」の列に、3頁の（6）列の値を「c その他階」の列にそれぞれ記入してください。
- d列はb列の値とc列の値の合計値を記入します。なお、「10. 柱（又は耐力壁）」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- e列はb列の値に1.25を乗じた値、f列はc列の値に0.5を乗じた値を記入します。g列にはe列の値とf列の値の合計値を記入してください。

- d列の値とg列の値を比較し、大きい方の値をh列に記入します。小数点第1位で四捨五入して下さい。
- 「3. 傾斜」が2cm以上でない場合、h列の合計値を損害割合に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 「3. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、i列を使用します。h列の値をi列に転記してください。「10. 柱（又は耐力壁）」「4. 基礎」の値は用いません。h列の合計値とi列の合計値を比較し、大きい方の値を「判定」の損害割合の欄に記入してください。該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

④水害

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
- 「2. 配置状況」は、住家や住家以外の建物（納屋等）の配置状況が分かれば良いので、建物の外形まで詳細に再現する必要はありません。
- 判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。
- 「3. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「5. 外力損傷」は、外観に外力による損傷がみられた場合、「有り」に○をつけ、矢印に従つて「8. 基礎」に進んでください。ない場合は、「無し」に○をつけ、「6」以降に進んでください。
- 「6. 浸水深」は、浸水が床上まで達していない場合、「床下」に○をつけ、矢印に従つて判定に進み、「20%未満」にチェックを入れて終了です。床上まで達している場合、「床上」に○をつけ、「7」以降に進んでください。
- 「7. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうかを目視により判断できない場合にのみ計測を行つてください。柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上かどうか明らかではない場合は、「8」以降に進んでください。
- 「8. 基礎」の「外力等※」の損害割合について、損傷がない場合は無記入としてください。床下に汚泥の堆積がみられる場合、汚泥の堆積による損傷率にチェックし、「外力等※」の損害割合に1を加えた値を「計」に記入してください。
- 「9. 面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。（各部位の階別部位別損害割合は、外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については、各階の床面積率、屋根については、各階の屋根面積率により、案分して算定されます。）
「10」～「16」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他の何れかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）

なお、損傷程度について、浸水のみ被害の場合に発生する被害は太字になっています。太字になっていない損傷程度は物理的被害があった場合に用います。

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

- 「17. 設備」の「計(7)」は、主要階にある設備の損害割合の合計値を記入してください。「計(8)」は、その他階にある設備の損害割合の合計値を記入してください。
- 「17」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- b列から順に記入していきます。各部位の名称の左にある数字は、2頁の黒地に白文字の番号と対応しています。2頁の(5)列の値を「b 主要階」の列に、2頁の(6)列の値を「c その他階」の列にそれぞれ記入してください。
- d列はb列の値とc列の値の合計値を記入します。なお、「10. 柱(又は耐力壁)」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- e列はb列の値に1.25を乗じた値、f列はc列の値に0.5を乗じた値を記入します。g列にはe列の値とf列の値の合計値を記入してください。
- d列の値とg列の値を比較し、大きい方の値をh列に記入します。小数点第1位で四捨五入して下さい。
- 「3. 傾斜」が2cm以上でない場合、h列の合計値を損害割合に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 「3. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、i列を使用します。h列の値をi列に転記してください。「10. 柱(又は耐力壁)」「4. 基礎」の値は用いません。h列の合計値とi列の合計値を比較し、大きい方の値を「判定」の損害割合の欄に記入してください。該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

⑤風害

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
 - 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
 - 「2. 配置状況」は、住家や住家以外の建物（納屋等）の配置状況が分かれば良いので、建物の外形まで詳細に再現する必要はありません。
 - 判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。
 - 「3. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
 - 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
 - 「5. 屋根等」は、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水のおそれがない場合、チェックし、矢印に従つて判定に進み、「20%未満」にチェックを入れて終了です。屋根等に脱落、破損等の損傷が生じているなど、住家内への浸水のおそれがある場合は、「6」以降に進んでください。
 - 「6. 躯体」における基礎の損傷率75%以上かどうかの判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうかを目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上かどうか明らかではない場合は、「7」以降に進んでください。
 - 「7. 基礎」について、損傷がない場合は無記入としてください。
 - 「8. 面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。（各部位の階別部位別損害割合は、外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については、各階の床面積率、屋根については、各階の屋根面積率により、案分して算定されます。）
 - 「9」～「15」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積について、該当する箇所に○をつけてください。その際、**損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。**損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他の何れかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- ※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」となります。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。
- 「16. 設備」の「計（7）」は、主要階にある設備の損害割合の合計を記入してくだ

さい。「計（8）」は、その他階にある設備の損害割合の合計を記入してください。

- 「16」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- b列から順に記入していきます。各部位の名称の左にある数字は、2頁の黒地に白文字の番号と対応しています。2頁の（5）列の値を「b主要階」の列に、2頁の（6）列の値を「cその他階」の列にそれぞれ記入してください。
- d列はb列の値とc列の値の合計値を記入します。なお、「10. 柱（又は耐力壁）」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- e列はb列の値に1.25を乗じた値、f列はc列の値に0.5を乗じた値を記入します。g列にはe列の値とf列の値の合計値を記入してください。
- d列の値とg列の値を比較し、大きい方の値をh列に記入します。小数点第1位で四捨五入して下さい。
- 「3. 傾斜」が2cm以上でない場合、h列の合計値を損害割合に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 「3. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、i列を使用します。h列の値をi列に転記してください。「11. 柱（又は耐力壁）」「7. 基礎」の値は用いません。h列の合計値とi列の合計値を比較し、大きい方の値を「判定」の損害割合の欄に記入してください。該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

【非木造】

■地震

⑥第1次調査

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
- 「2. 配置状況」は、判定した住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。
- 判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。
- 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「5. 柱梁の確認」は外観目視により柱又は梁を確認できる場合は「ア」に、柱及び梁を確認できない場合は「イ」にチェックをし、それぞれ矢印に従って部位ごとの判定を行います。「ア」と「イ」で調査部位が異なるので注意してください。
- 「6」「7」「8」は、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。 損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他の何れかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- ただし、「6. 柱又は梁」では柱、梁についてそれぞれ調査を行い、損害割合の大きい方の値を採用します。具体的には、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に、柱は×印、梁は✓印等異なる印をつけて、それぞれ合計値を「計」欄に記入し、最終的に損害割合が大きい方の部位の合計値およびその損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）を○印で囲むといった方法が考えられます。
- また、「6. 柱又は梁」における損害割合の合計が45以上（損傷率75%以上）の場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「9」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

<損害割合算出表の記入>

- 「5. 柱梁の確認」にて「ア 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」もしくは「イ 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」のいずれを選んだかを確認してください。
- 「ア 外観目視により柱又は梁を確認できる場合」を選択した場合は「ア」の傾斜無

の枠に、「6. 柱又は梁」と「8. 雑壁・仕上等」と「9. 設備等」それぞれの合計を記入してください。「6. 柱又は梁」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。「6. 柱又は梁」と「8. 雑壁・仕上等」と「9. 設備等」の合計値が損害割合（計あ）となります。

- 「4傾斜」の平均値が2 cm以上の場合は、傾斜有の欄にも記入してください。「8. 雑壁・仕上等」と「9. 設備等」に20%を加えた値が損害割合（計い）となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「イ 外観目視により柱及び梁を確認できない場合」を選択した場合は「イ」の傾斜無の枠に、「7. 外壁」と「9. 設備等」それぞれの合計を記入してください。「7. 外壁」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。「7. 外壁」と「9. 設備」の合計値が損害割合（計う）となります。
- 「3. 傾斜」が2 cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「9設備」に20%を加えた値が損害割合（計え）となります。「計う」と「計え」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

⑦第2次調査

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
- 「2. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「3. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「5. 構造の確認」で、当該建造物が鉄骨造か鉄筋コンクリート造かを確認していずれかにチェックをします。
- 鉄骨造の場合で、柱が見える場合は「7. 柱/耐力壁/外部仕上」にて柱の本数で損傷率を判定し記録します。柱が見えない場合は「7. 柱/耐力壁/外部仕上」にて耐力壁のブレース数で損傷率を判定し記録しますが、この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。さらに耐力壁も確認できない場合は、「7. 柱/耐力壁/外部仕上」にて外部仕上げの面積率で損傷率を判定し記録します。
- 鉄筋コンクリート造の場合で、ラーメン構造の場合は、「7. 柱/耐力壁/外部仕上」にて柱の本数率で損傷率を判定し、壁式構造の場合は「7. 柱/耐力壁/外部仕上」にて耐力壁の面積率で損傷率を判定し記録します。
- 「6. 全壊確認」で柱、耐力壁又は梁の損傷率が明らかに75%以上の場合、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。目視により75%以上かどうか判断できない場合、「7. 柱/耐力壁/外部仕上」に進んでください。
- 「7」～「11」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、**損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。**損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他の何れかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- ただし、「8. 床又は梁」では床、梁についてそれぞれ調査を行い、損害割合の大きい方の値を採用します。具体的には、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に、床は×印、梁は✓印等異なる印をつけて、それぞれ合計値を「計」欄に記入し、最終的に損害割合が大きい方の部位の合計値およびその損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）を○印で囲むといった方法が考えられます。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の枠に、「7. 柱/耐力壁/外部仕上」、「8. 床又は梁」、「9. 外部仕上・雑壁・屋根」、「10. 内部仕上・天井」、「11. 建具」、「12. 設備等（外部）」、「13. 設備等（内部）」それぞれの合計を記入してください。「7. 柱/耐力壁/外部仕上」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。「7. 柱/耐力壁/外部仕上」、「8. 床又は梁」、

「9. 外部仕上・雑壁・屋根」、「10. 内部仕上・天井」、「11. 建具」、「12. 設備等（外部）」、「13. 設備等（内部）」の合計値が損害割合（計あ）となります。

- 「3. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「9. 外部仕上・雑壁・屋根」、「10. 内部仕上・天井」、「11. 建具」、「12. 設備等（外部）」、「13. 設備等（内部）」の合計に20%を加えた値が損害割合（計い）となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

⑧水害

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
- 「2. 配置状況」は、判定した住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。
- 判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。
- 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「5. 浸水深」は、床下浸水か床上浸水か該当する方を丸で囲み、床下浸水の場合は矢印に従つて判定に進み、「半壊に至らない」にチェックを入れて終了です。床上浸水の場合は、「6. 構造の確認」に進みます。
- 「6. 構造の確認」で、当該建造物が鉄骨造か鉄筋コンクリート造かを確認していずれかにチェックをします。
- 鉄骨造の場合で、柱が見える場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて柱の本数で損傷率を判定し記録します。柱が見えない場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて耐力壁のブレース数で損傷率を判定し記録しますが、この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。さらに耐力壁も確認できない場合は、「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて外部仕上げの面積率で損傷率を判定し記録します。
- 鉄筋コンクリート造の場合で、ラーメン構造の場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて柱の本数率で損傷率を判定し、壁式構造の場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて耐力壁の面積率で損傷率を判定し記録します。
- 「7. 全壊確認」で柱、耐力壁又は梁の損傷率が75%以上の場合、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。75%未満の場合、「8. 柱／耐力壁／外部仕上」に進んでください。
- 「8」～「12」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他の何れかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- ただし、「9. 床又は梁」では床、梁についてそれぞれ調査を行い、損害割合の大きい方の値を採用します。具体的には、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に、床は×印、梁は✓印等異なる印をつけて、それぞれ合計値を「計」欄に記入し、最終的に損害割合が大きい方の部位の合計値およびその損傷程度毎に該当する

損傷面積率の列の値（損害割合）を○印で囲むといった方法が考えられます。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の枠に、「8. 柱/耐力壁/外部仕上」、「9. 床又は梁」、「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（外部）」、「14. 設備等（内部）」それぞれの合計を記入してください。「8. 柱/耐力壁/外部仕上」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。「8. 柱/耐力壁/外部仕上」、「9. 床又は梁」、「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（外部）」、「14. 設備等（内部）」の合計値が損害割合（計あ）となります。
- 「4. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（外部）」、「14. 設備等（内部）」の合計に20%を加えた値が損害割合（計い）となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

⑨風害

- 左端が黒地に白文字の項目が、現場で実施する調査項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に実施します。
- 左端が白地の項目は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。備考欄は役場・現場にかかわらず適宜利用してください。
- 「2. 配置状況」は、判定した住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。
- 判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。
- 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 「4. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは1.2mとしています。
- 「5. 外部仕上等の損傷」は、は該当しない場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、「半壊に至らない」にチェックを入れて終了です。
- 「6. 構造の確認」で、当該建造物が鉄骨造か鉄筋コンクリート造かを確認していずれかにチェックをします。
- 鉄骨造の場合で、柱が見える場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて柱の本数で損傷率を判定し記録します。柱が見えない場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて耐力壁のブレース数で損傷率を判定し記録しますが、この場合損傷程度は程度Ⅲまでとなります。さらに耐力壁も確認できない場合は、「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて外部仕上げの面積率で損傷率を判定し記録します。
- 鉄筋コンクリート造の場合で、ラーメン構造の場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて柱の本数率で損傷率を判定し、壁式構造の場合は「8. 柱／耐力壁／外部仕上」にて耐力壁の面積率で損傷率を判定し記録します。
- 「7. 全壊確認」で柱、耐力壁又は梁の損傷率が明らかに75%以上の場合、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。目視により75%以上かどうか判断できない場合、「8. 柱／耐力壁／外部仕上」に進んでください。
- 「8」～「12」について、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。その際、損傷面積率の合計は100%を超えないようにしてください。損傷面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の程度で複数の面積率に○をつけても構いません。（「～10%」とその他のいずれかの面積率に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます。）
- ただし、「9. 床又は梁」では床、梁についてそれぞれ調査を行い、損害割合の大きい方の値を採用します。具体的には、損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）に、床は×印、梁は✓印等異なる印をつけて、それぞれ合計値を「計」欄に記入し、最終的に損害割合が大きい方の部位の合計値およびその損傷程度毎に該当する損傷面積率の列の値（損害割合）を○印で囲むといった方法が考えられます。

<損害割合算出表の記入>

- 傾斜無の枠に、「8. 柱/耐力壁/外部仕上」、「9. 床又は梁」、「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（外部）」、「14. 設備等（内部）」それぞれの合計を記入してください。「8. 柱/耐力壁/外部仕上」などの番号は、上の黒地に白抜き数字と合致しています。「8. 柱/耐力壁/外部仕上」、「9. 床又は梁」、「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（外部）」、「14. 設備等（内部）」の合計値が損害割合（計あ）となります。
- 「4. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、傾斜有の欄を使用します。「10. 外部仕上・雑壁・屋根」、「11. 内部仕上・天井」、「12. 建具」、「13. 設備等（外部）」、「14. 設備等（内部）」の合計に20%を加えた値が損害割合（計い）となります。「計あ」と「計い」の大きい方の値が住家の損害割合となります。
- 「判定」の欄に損害割合を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

3. 調査票様式の修正

次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

- 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- 調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivのいずれか）
 - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

参考として、標準調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体が、調査票に盛り込んだ項目を列挙します。

- 災害名称
- 「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
- 「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
- 調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード（QRコード、バーコード等）